

## タイの個人データ越境移転規制の詳細を定める下位規則の制定

アジア/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2024年1月11日号

執筆者:

[村田 知信](#)[to.murata@nishimura.com](mailto:to.murata@nishimura.com)

タイでは、2023年12月25日、2022年6月に施行された個人データ保護法（以下「PDPA」という。）に基づく域外移転規制の詳細を定める通知（下位規則の一種）（以下「本通知」という。）が公布され、PDPAが適用される事業者がタイ国外に個人データを移転するために実施すべき措置がようやく明確になった。本通知は2024年3月24日から施行されるが、その内容は、[アジア&個人情報保護・データ保護規制ニュースレター（2023年12月15日号）](#)においてご紹介した2023年10月27日に公表された草案から大きく変更されていない。

PDPAについては、制定・公布から4年以上、施行から1年以上が経過し、既に個人情報保護委員会（以下「PDPC」という。）による処分例も存在している。主な下位規則も概ね制定済みであり、重要な下位規則のうち唯一未制定であった域外移転規制に関する下位規則が今回制定されたことから、もはや下位規則が未制定なので未対応であるという弁解は通用せず、今後PDPCによる監督・執行がより積極化していくことが予想される。

本通知の内容は、EUのGDPRに準拠した標準契約条項（以下「SCC」という。）や国境を越えたデータ移転に関するASEANモデル契約条項（以下「ASEANモデル条項」という。）を用いた契約を域外移転のための適切な保護措置と認める、一定の要件を満たす国外のクラウドサービスへの保存を域外移転の定義から除外する等、一定程度実務的・現実的な内容となっているため、内容を精査の上確実に遵守することが必要である。

以下では、本通知の内容を踏まえて、PDPAの域外移転規制について実務上問題となり易い点をいくつか紹介する。

## 1. どのような場合に域外移転が可能なのか？

本通知の内容を踏まえて、PDPAに基づき個人データのタイ域外への移転が可能な場合を一覧にすると、以下のとおりとなる。

I PDPA28条に基づく移転	
(1)PDPCが移転先の国又は国際機関が適切なデータ保護基準を有すると認めた場合	
(2)右記の例外事由のいずれかを満たす場合	①法令に基づく場合
	②データ主体の同意を得た場合。ただし、データ主体が、移転先の国又は国際機関が適切な個人データ保護基準を有していないことを

	<b>通知されている場合に限る</b>
	③データ主体が当事者である契約の履行のために必要な場合、又は契約を締結する前にデータ主体の依頼に応じた措置を講じるために必要な場合
	④データ主体の利益のために管理者と他の者又は法人との間の契約を遵守するためである場合
	⑤データ主体又はその他の者の生命、身体又は健康に危害が及ぶことを防止し又は抑止するためであり、その時点で当該データ主体が同意することができない場合
	⑤重大な公共の利益に関して活動を実施するために必要な場合。

## II PDPA29 条に基づく移転

(1)外国に所在する管理者又は処理者に対する、関連企業グループ又は事業グループ内での個人データの移転の場合で、個人データの移転者及び個人データの受領者が、PDPC の審査及び認証を受けた企業又は事業の共同運営に関する拘束力のある会社規則を発行しているとき	
(2)右記のいずれかの適切な保護措置が講じられている場合	<b>①個人データの移転に関する容認可能な標準契約条項に従った契約。すなわち、国境を越えた又は国家間の個人データの移転に係る個人データの保護に関する契約条項であって、適切な個人データ保護措置を講じる目的で、契約当事者の義務及び条件を決定するために個人データの移転者及び受領者が採用しなければならないものとして PDPC が指定するもの</b>
	②管理者又は処理者の個人データの収集、利用及び開示に関する認証であって、国境を越えた又は国家間の個人データ移転について、容認可能な基準に沿った適切な個人データ保護措置が講じられていることを示すもの
	③タイの政府機関と他国の政府機関との間で個人データを移転する場合における、タイの政府機関と他国の政府機関との間の法的拘束力及び強制力を有する法律文書又は契約による個人データ保護措置

上記のとおり、本通知によって、PDPA における域外移転規制が GDPR における域外移転規制と類似した建付を採用することが明らかになった。

すなわち、当該建付の下では、PDPC が、GDPR における充分性認定のような「適切なデータ保護基準を有すると認める」決定を発行することができ、当該決定が下された国に対しては特段の要件を満たすことなく域外移転が可能となる（上記 I (1)の場合）。他方、当該決定が下されていない国への域外移転については、上記 I (2)又は II に規定したいずれかの要件を満たす場合のみ可能となる。

タイにおいては、現状「適切なデータ保護基準を有すると認める」決定が下された外国は存在しないため、域外移転のためには、その他の要件のいずれかを満たすことが必要となる。実務的には、データ主体の同意又は適切な保護措置としての契約のいずれかに依拠する場合が多いと思われる。

## 2. 域外移転のためにデータ主体の同意と契約のどちらに依拠すべきか？

上記 1 のとおり、PDPA では、データ主体の同意に基づき個人データを域外移転することが可能であり、本通知が制定される以前はその他の要件の詳細が不明確であったため、同意取得が可能な場合はデータ主体の同意に依拠して域外移転が実施されることが多かった。

もっとも、PDPA においてもデータ主体の同意は撤回が可能であり、同意の前提として実施すべき「移転先の国又は国際機関が適切な個人データ保護基準を有していないこと」の通知の内容も不明確であるため、データ主体の同意は必ずしも法的に安定的な手段というわけではない。また、そもそも同意取得が困難な場合も存在する。それに対して、下記 3 でも述べるとおり、適切な保護措置の 1 つとしての契約の内容については、本通知によってかなり明確な指針が示された。

[アジア/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター（2023 年 10 月 6 日号）](#)でもご紹介したとおり、タイにおいても、適法性や域外移転の根拠として、安易にデータ主体の同意に依拠する方針は見直されるべき時期が来ているように思われる。

## 3. 適切な保護措置としての契約はどのような内容にすべきか？

本通知は、適切な保護措置としてのデータ移転契約に規定すべき標準契約条項について、少なくとも以下のいずれかの要件を満たすものでなければならない旨を規定している。事業者は、下記の義務を適切に規定した契約であれば、様式・形式を問わず適切な保護措置として用いることができる。

- ① 個人データの収集、利用、開示等が、個人データ保護法を遵守すること
- ② 契約当事者が、個人データ保護法に基づく最低基準の安全管理措置を実施しなければならないこと
- ③ 個人データの提供を受ける契約当事者（以下「受領当事者」という。）が処理者の場合、受領当事者が、管理者の指示に基づいて行動する義務、データ主体が権利行使を要求した場合に管理者に通知する義務、契約が終了した場合に保有する個人データを返却又は破棄する義務等の、個人データ保護法に基づく一定の義務を遵守しなければならないこと
- ④ 受領当事者が管理者である場合、受領当事者が、個人データのデータブリーチが発生した場合に、個人データを提供した当事者に通知をしなければならないこと
- ⑤ データ主体に対する効果的な法的救済措置が規定されていること又はデータ主体が効果的な法的救済措置を受ける権利を有していること

また、本通知は、適切な保護措置として、GDPR の SCC や ASEAN モデル条項等の外国法に準拠した又は海外当局が作成したモデル契約条項に必要な応じて一定の修正を加えた上で締結することを明示的に認めている（あくまで認められているというだけで、これらのモデル契約の利用が義務付けられるわけではない）。ただし、この場合、当該契約には下記的手段が規定される必要があるとされており、当該契約の詳細は PDPC のウェブサイト上で公表されるとされているが、現時点では当該公表は行われていない。

- ① データ主体に対し、個人データの移転に関する通知を行う手段

- ② 個人データの移転を個人データの収集、利用及び開示に関し必要な限度に限定する手段
- ③ 第三者への個人データの移転又はその目的の範囲を超える個人データの利用を取り消す権利をデータ主体が行使する任意の手段
- ④ 適切な個人データ保護（第三者への個人データの移転に関する保護を含む）措置を規定するため、契約に個人データの移転に関する責任を定める手段
- ⑤ 個人データ保護違反を防止するための個人データの移転に関する保護対策
- ⑥ 個人データへのアクセス権を決定し、正確、最新、完全にかつ誤解を招かないよう個人データを管理し、個人データの削除若しくは破棄又は匿名のデータになるよう匿名化を行う手段
- ⑦ 効果的に法的損害及び法的執行を救済し、個人データの不法な移転に関する責任を決定する手段

#### 4. 外国のクラウドサービスへの個人データの保存も域外移転なのか？

本通知は、コンピュータシステム又はネットワークシステム間のデータ転送の仲介に過ぎない方法による個人データの送受信、又は第三者が当該個人データにアクセスできない一時的又は恒久的な形態でのデータ保管について、規制対象となる域外移転の定義から明示的に除外している。

その例として、海外のネットワークシステムを経由したデータ送信、クラウドコンピューティングサービスプロバイダのシステムを経由したデータ送信等であって、技術的な措置や裏付けとなる法的条件があるため個人データを送信する管理者若しくは処理者、又は担当者、スタッフ若しくは従業員以外の者が当該個人データにアクセスできない場合が含まれるとされている。

上記除外規定の趣旨は、典型的には、海外事業者が提供する SaaS、PaaS、IaaS 等のクラウドサービスを用いる場合に、当該サービスに係る国外サーバーへの個人データの保存が、当該サービス事業者に対する域外移転として規制されることを防ぐことにあると思われる。もっとも、上記除外規定は、サービス事業者側の人員が個人データにアクセスできないことが条件とされている。クラウドサービスのサービス利用規約において、一定の場合にはサービス事業者によるデータのアクセスを許容する旨の条項が規定されていることは珍しくないため、上記除外規定の解釈・あてはめは慎重に行う必要があると考えられる。

#### 5. 最後に

本稿では、本通知によって明らかになった PDPA に基づく域外移転規制のポイントについて解説したが、PDPA 施行以降に制定された重要な下位規則は本通知の他にも存在する。PDPA が 2019 年に公布された後速やかに法令遵守対応を実施した事業者については、当時実施した措置の一部がその後制定された下位規則と整合していないことも十分にあり得るため、本通知によって明らかになった域外移転規制対応以外にも、最新の状況を踏まえて、自社の PDPA 対応を見直すべき時期に来ていると思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要がある場合があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)